

## 北海道大学関西同窓会会則

- 第1条 本会は北海道大学関西同窓会と称し、原則として関西(大阪・京都・兵庫・和歌山・奈良・滋賀の2府4県)に在住または勤務する北海道大学(現在の大学のほか旧名称校並びに関連学校の各学部・学科等を含む)の同窓生並びに関係者をもって組織する。
- 第2条 本会は会員の親睦と相互の援助協力を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1) 同窓会員名簿の管理、その他会報等の発行に関する事業
  - 2) 北海道大学および他の同窓会との情報の交換連絡並びに交流に関する事業
  - 3) 講演会、談話会、その他スポーツ、娯楽等の親睦会および寮歌祭に関する事業
  - 4) その他本会の目的を達成するために必要と認める事業
- 第4条 本会は本部を大阪市に置き、その他の地区に支部を置くことができる。
- 第5条 本会の会員は正会員と特別会員とする。  
正会員は第1条の同窓生並びに関係者であって年会費を納入したものとする。  
特別会員は本会の役員会で、特に承認したものとする。  
特別会員の会費は役員会の決議により免除することができる。
- 第6条 本会に次の役員をおく。
- 1) 会長1名
  - 2) 副会長必要数
  - 3) 理事必要数
  - 4) 監査役3名以内
  - 5) 相談役若干名
- 第7条 会長および副会長は役員会において推薦し、総会において決定する。理事および監査役は、総会において選出する。相談役は会長の職にあった者のうちより、およびその他相応しい者を役員会において推挙する。
- 第8条 会長は本会を代表し、一切の会務を統理する。  
副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは予め定める順序により会長の職務を代行する。  
理事は会長の指示にしたがい会務の執行にあたる。  
理事のうちより本会の業務を処理するため、常任理事を必要数おくことができる。  
監査役は本会の会計を監査する。

相談役は会長の諮問に応じ本会の重要事項について建言するほか、役員会に出席して必要な助言を行う。

第9条 本会に顧問・評議員をおくことができる。

顧問・評議員は会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応じる他会議に出席し意見を申述できる。評議員は必要に応じ、本会の会務に参与する。

顧問:永年に亘り、本会の運営に携わり功労のあった者又はそれに準ずる者

評議員:各学部・卒業年度を基準として選ばれた者

第10条 本会に名誉会長をおくことができる。

名誉会長は会長の発意により、役員会の推挙を経て総会で決定する。

第11条 役員、顧問、名誉会長、評議員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。補充者の任期は前残任期間とする。

第12条 本会の業務を処理するため下記住所に事務局をおく。

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目2番2-200号

(一般社団法人) 北海道大学関西同窓会館

- 1) 本会の業務を処理するため、会長の下に各委員会及び又は各部局をおき業務を分担する。
- 2) 各委員会又は及び各部局間の連絡、調整のため及び対外的本会の窓口として総務部を置く。
- 3) 各委員会又は及び各部局の構成員は会長、監査役を除く副会長、理事、評議員及びその他会員の中から会長が委嘱する。
- 4) 会長、副会長、常任理事、監査役及び各委員会及び又は各部局の長で構成する常任委員会を設け、委員会及び又は部局の新設、改廃、業務の分担・調整、業務の処理方法、収入、支出その他を決定する。

第13条 会議は総会、役員会、および評議員会とする。会長は会議を招集してその議長となる。会議の事務取り纏めは総務部とする。

第14条 総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は毎年10月に開催することを原則とする。臨時総会は必要に応じ開催する。

第15条 通常総会は次の事項を審議する。

- 1) 前年度事業報告
- 2) 前年度収支決算
- 3) 当年度事業計画
- 4) 当年度収支予算

- 5) 役員および名誉会長の選出
- 6) その他本会の必要と認める事項

第 16 条 会議の決議は出席会員の過半数の同意をもって決する。会員はあらかじめ書面をもって会議における議決権の行使を他の会員に委任することができる。

第 17 条 本会の収入は年会費その他の収入とする。  
年会費は総会の決定する一定額を毎年 9 月 1 日より翌年の 8 月 31 日までに納入するものとする。

第 18 条 本会の会計年度は 9 月 1 日より翌年の 8 月 31 日までとする。

第 19 条 会員であつて 2 年以上会費を滞納したもの並びに本会の名誉を著しく傷つけたものは役員会の決議により除名することができる。

第 20 条 会員の慶弔については、会長が相談役・顧問等の意見を聴取・斟酌してその対応を決定する。

第 21 条 本会則の変更は役員会で審議/提案し総会の決議を要する。

第 22 条 本会則は昭和 53 年 10 月 21 日制定。  
平成 3 年 10 月 23 日改定。平成 7 年 10 月 20 日改定。  
平成 9 年 10 月 17 日改定。平成 13 年 10 月 26 日改定  
平成 16 年 10 月 30 日改定。  
平成 17 年 10 月 29 日改定。  
平成 19 年 3 月 13 日改定。  
令和 1 年 10 月 26 日改定。